第三種郵便物認可　みなと新聞（日刊）　2018年（平成30年）8月6日　月曜日　（2）

パーソナル情報システム
水産流通向けソリューション（下）

ペスカリッチ 素早い拠点増に寄与
ライジング 在庫管理の効率アップ

パーソナル情報システム（東京都港区、片桐正雄社長）が近年力を入れているのが、製造業者／商社／問屋／卸／小売といった異業態の業務をオールインワンで管理できる「水産食品商社システム」だ。水産流通の業態間の垣根がなくなる傾向にある中、業容の多角化や事業の統合・合併に柔軟に対応できる基幹システムだ。今回は同システムを導入しているペスカリッチ（東京都中央区、安達哲夫社長）と同社子会社のライジング（東京都中央区、安達哲夫社長）の担当者に話を聞いた。

田家種一ペスカリッチ事務部長

中村昌弘ライジング

ペスカリッチ

比でマグロ自社加工

ペスカリッチの業務は水産品の卸売から始まり「商品開発」「製造」「輸入」へと軸足を移してきた。パーソナル情報システムの「水産食品特化型システム」を導入した4年ほど前は営業拠点が4カ所、年商は9億円だったが、現在は国内9カ所の営業拠点を配置、年商は50億円にまで成長した。

「同社の売り上げメインは寿司ネタの卸売」一方、メーカー業を主に扱うのはクロ、カニ、ウナギ、冷凍天ぷらで、柱の1つとなっている冷凍ネギなど前処理加工品だ。

ペスカリッチの自社加工比率は「マグロ」が最も高く、現在では年間1万トンほどの原料（原料ベース）の一部をパッケージ加工する。

工場は漁港から車で10分以内の場所に立地。社長をはじめ日本人技術者が4人常駐し、買い付け時の選別を担うなど品質維持に努める。衛生管理面も厳しく、対米HACCP認証を取得済みだ。

ペスカリッチの全支店は独自色が強く、扱い品目や販売方法に違いがあるため、支店ごとに別のシステムを使っていたが、「水産食品特化型システム」を導入したことで1つに統一できた。

管理と独立好バランス

パーソナル情報システムは「管理と独立のバランスが取れる」（田家氏）ことから導入を決めた。

「本社による管理と独立のバランス」とは、支店ごとのシステムをデータセンター（穂ノ原事務）と専用回線で接続することで、営業情報を本社に一元化。本社による管理と独立した運営を両立させるというものだ。

ペスカリッチは「日次（同）」で支店ごとのたちで作った物を自分（同）仕組のアイテム数を増やし、差別化を図りたいと考えていた。「小売や業務用」といった「未端に直接営業している支店ごとに特徴ある販売品目を増やし、販売管理業務は独立採算」が成長をけん引して

好バランス

パーソナル情報システムになっている。

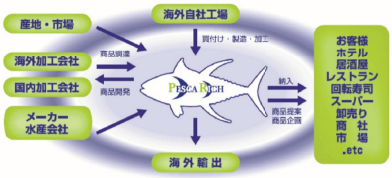

ペスカリッチの業務内容

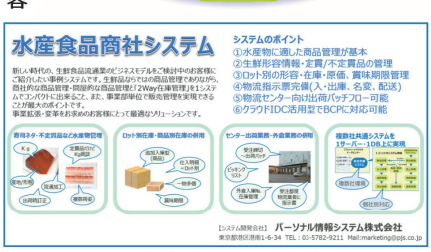

ペスカリッチとライジングが利用しているのは水産食品商社システム

ライジング

ペスカリッチ子会社のライジングは、寿司ネタのみの卸売業者。海外の加工工場と連携し、自社独自のものを販売している。主力はツブガイ、アカガイ、サーモン、アナゴ、モンゴウイカなどの貝類とエビ、サーモンなどの生食向け加工品も手掛ける。

「食品衛生法」と「賞味期限管理が生命線」と中村昌弘社長。「出荷地での船積み前の品質管理を徹底している。主力はツブガイ、アカガイ、サーモン、アナゴ、モンゴウイカなどの貝類とエビ、サーモンなどの生食向け加工品も手掛ける。

同システムは、既に購入契約した在庫が自社以外、ペスカリッチが利用は既存レジを改修する費用は概ね0万5千～8万1千円程度。受付時間は土日は休み。受付時間は土日は休み。

時には「複数税率」に対応するために受注システム（PBIシリーズなど）の改修、入れ替えを行う場合には数万円～数十万円の費用が発生する。リースにより中小企業者の税制措置や融資制度を活用できる場合がある。

本社で各支店のデータを閲覧、管理可能なクラウド型だ

3年で売上倍増

ライジングは2014年に設立（帝国データバンク企業コード：025782291）。

▼問合先＝パーソナル情報システム企画課（電話03・5782・9211）

「軽減税率」19年10月から
飲食料品は8％適用
包材、氷仕入れは10％

2019年10月1日に消費税が8％から10％に引き上げられると同時に、軽減税率制度が始まる予定。水産物を扱う事業者には必ず関係する制度だ。自社の取扱品目や仕入れ（経費）に対する適用税率を制度開始までに確認した上で、請求書、レジ、システムの改変などの対応が必要となる。あらためて、軽減税率制度と補助制度概要を紹介する。

軽減税率制度ってなに？

実施時期はいつなの？	2019年10月1日（消費税率引上げと同時）
税率はどうなるの？	標準税率10％（消費税率7．8％、地方消費税率2．2％） 軽減税率　8％（消費税率6．24％、地方消費税率1．76％）
軽減税率の対象品目は何？	○ 酒類・外食を除く飲食料品 ○ 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

＊出典：国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」を参考に作成

軽減税率（8％）の対象は大きく分けて外食・酒類を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞。飲食料品とは生鮮、加工問わを含む。店内飲食やフードコートでの飲食、出前やテークアウト、宅配など、飲食料品の価格に含まれ、通常の販売に必要なものであれば、食品と一体となっている物だ。

包装資材や氷の仕入れ費用は10％だが、飲食サービスを伴う食品提供は標準税率（10％）だが、スチロールや氷、サービス提供対価を定めている場合は10％となるなどの注意が必要だ。

重箱入りのおせちなどに食品と食器以外の物が含まれ、「食品一体資産」は「税抜価額が1万円以下で、その2分の1を超える場合、軽減税率の対象になる。

軽減税率が適用される取引かどうかの判断は、事業者が販売する時点で行う。例えば事業者が食用として販売した重曹を購入者が清掃用に使ったとしても、販売時の税率は軽減税率になる。

適用税率事業者は納税額申告のため「売り上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算する「区分経理」を行う必要がある。ただ、区分経理が難しい中小事業者には2019年10月1日から23年9月30日まで、特例が設けられている。前々事業年度の課税売上高が5000万円以下の事業者が対象だ。

なお、売上税額から仕入税額を控除するという、国に納める消費税額の計算方法は現行と変わらない。

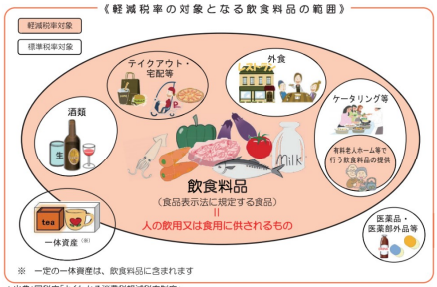

※　一定の一体資産は、飲食料品に含まれます

＊出典：国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」

軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型（複数税率対応レジの導入等支援）のポイント

レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売している事業者が、複数税率に対応するためのレジの新規導入や、既存のレジの改修を支援します。

補助率	① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3／4 ② 導入費用が3万円以上の場合：2／3 ③ タブレット等の汎用機器：1／2
補助額上限	レジ1台当たり20万円。さらに、本体に商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台当たり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者当たり200万円を上限。
補助対象	レジ本体、レジ付属機器、機器設置に要する経費、商品マスタの設定費用
申請手続	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請期限	2019年12月16日までに交付申請書を提出 ※　2019年9月30日までにレジの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象になります。

B型（電子的受発注システムの改修支援等）のポイント

電子的な受発注システム（EDI／EOS等）を利用して軽減税率対象商品を取引している事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替えを支援します。

補助率	2／3
補助額上限	① 小売事業者等の発注システムの場合：1,000万円 ② 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 ③ 発注システム・受注システム両方の場合：1,000万円
補助対象	電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修、現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替え、電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受発注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替え ※　受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、購入費用の1／2相当額が支援対象となります。
申請サポート等	専門知識を必要とする改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請期限	① システム改修等の場合：2019年6月28日までに交付申請書を提出。交付決定を受けた後、2019年9月30日までに受発注システムの改修・入替えと支払を完了。2019年12月16日までに事業完了報告書を提出。 ② パッケージ製品・サービスを自ら購入した場合：2019年12月16日までに交付申請書を提出（2019年9月30日までに受発注システムの導入・改修を終え、支払を完了したものが対象となります。）

＊出典：国税庁「よくわかる消費税軽減税率制度」を参考に作成

レジやシステム改修
中小企業庁が補助金 複数税率対応へ

中小企業庁が軽減税率の導入に伴い、レジやシステムの改修費用を補助する。補助率は2／3。

小売店が複数の税率に対応できる「複数税率対応レジ」を購入、もしくは既存レジを改修する費用を補助する。補助額は1台当たり20万円を上限とし、1事業者当たり200万円を上限とする。

中小企業庁・小規模事業者のための軽減税率の相談窓口（03・5253・7561）は、9月30日、申請受け付け開始は年内12月10日となっている。

問い合わせ専用電話番号は0570・081・252。受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時。

なお軽減税率制度の準備があるため、リースによる導入も補助対象になる。

インボイス発行準備必要
23年10月から 仕入税額控除要件に

軽減税率制度では、売り手側の課税事業者は「適格請求書（いわゆるインボイス）」制度への対応が必要となる。売り手は、取引先が仕入税額控除を受けられなくなる。

インボイスは発行が困難な場合は、交付義務が免除される特例がある。

水産業界に関係するものだと、①生産者が農協や漁協、森林組合などに委託して農林水産物を販売する「無条件委託方式」で、23年10月から発行開始予定の「共同計算方式」により生産者を特定しないで行うもの（限る）②出荷者が卸売市場に委託して生鮮食料品などを販売する場合。

業登録登録申請は1年10月から開始。

買い手側は原則、仕入税額控除が行えるが、免除される場合は、交付義務が免除される特例がある。

水産業界に関係するものだと、①生産者が農協や漁協、森林組合などに委託して農林水産物を販売する「無条件委託方式」で、23年10月から発行開始予定の「共同計算方式」により生産者を特定しないで行うもの（限る）②出荷者が卸売市場に委託して生鮮食料品などを販売する場合。

対応遅れる水産業界
HPでも情報入手可

水産業界は「他業界に比べて準備が遅れている」と財務省。各業界団体は総会後の講演会などに政府担当者を招き、軽減税率の説明会を行うなど事業者に準備を促している。

軽減税率に関する情報としては、内閣府大臣官房国税庁が政府広報オンラインで、イラストを豊富に用いて分かりやすく解説している他、国税庁がホームページ上に各種リーフレットを掲載している。

開催決定　第29回　全国生鮮流通フォーラム　personal　パーソナル情報システム株式会社

開催概要

【開催日】
8月28日(火)・8月29日(水)・8月30日(木)
【場　所】
東京　JJK 会館
東京都中央区築地 4-1-14
【主　催】
パーソナル情報システム株式会社
【共　催】
株式会社 NTT データ関西

参加無料
事前お申込制
※お申込は下記までご連絡下さい。
※定員に限りがございます。

パーソナル情報システム株式会社
〒108-0075　東京都港区港南 1-6-34
TEL：03-5782-9211
FAX：03-5782-9222
[HP] https://www.pjs.co.jp
※お申込受付フォーム HP で公開中

生鮮業界の変化に対応するための講演・セミナーを開催！

28日(火)
- 卸売市場新制度の本質と対応方向　卸売市場政策研究所　代表　細川允史氏
- 生鮮食品の小売市場における現状と課題　株式会社日本総合研究所 リサーチコンサルティング部門　石田健太氏
- 生鮮業界と軽減税率対応について　中小企業診断士　佐藤　卓氏
- 生鮮業界におけるEDI事例研究　株式会社サイバーリンクス 流通クラウド事業部　三浦　明氏

29日(水)
- 花きの現状について　農林水産省　生産局 花き産業・施設園芸振興室長　野口武人氏
- 花き物流問題への取組みについて　三和除湿機株式会社　社長　井上博保氏
- 新花きシステム紹介　パーソナル情報システム株式会社

30日(木)
- 市場法改正下における卸売市場の課題　農林水産省　食料産業局 卸売市場室長　武田裕紀氏
- 改正市場法に向けての取組み事例　元東京海洋大学大学院教授　漆沼　進氏
- RPAやVDIは生鮮流通市場の"働き方"に変革をもたらせるのか!?　株式会社 NTT データ関西　部長　森本晋司氏

・システム展示コーナー・お客様相談コーナー設置・　生鮮流通業界のシステム知識に精通した専門スタッフが対応いたします